

令和元年度

定期監査等結果報告書

(農業委員会)

豊前市監査委員

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の対象

農業委員会

### 2. 監査の範囲

平成31年度・令和元年度（平成31年4月～令和2年1月）  
財務事務並びにその他の事務の執行状況

### 3. 監査の期間

令和2年2月17日～令和2年3月23日まで

### 4. 監査の方法

農業委員会から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

## 第2 監査の結果

農業委員会における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1. 担い手への農地の利用集積・集約化について

農地の保全を図ることが、農業委員会の主たる業務である。

農業従事者の高齢化、後継者不足等により農家人口が減少するなかで、農林水産課や農地中間管理機構等と連携し、農業者への農地利用の集積化を推進している。

平成 31 年 4 月現在の管内の農地面積は、1,792ha、これまでの集積面積は、602ha、集積率は 33.6%となっており、前年と比較して集積率が 2.7%上昇している。今後も担当部署と連携を密にし、安定的な農業経営を行うことができる認定農業者を確保し、農家の負担を軽減する方法で農地利用の効率化を図ると共に「人・農地プラン」を活用し、農地利用の集積・集約化に努められたい。

### 2. 遊休農地に関する措置について

平成 31 年 4 月現在の管内の農地面積は、1,861ha(農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地含む)、遊休農地面積は、69.2ha であり、割合は 3.7%と前年同様であるが、遊休農地面積は、0.7ha 解消している。

今後、耕作者の高齢化による労働力・担い手不足が益々深刻になると見込まれるため早急な取り組みが必要である。

令和元年度の活動として農地の利用状況の調査のため、8 月～9 月にかけて農業委員 12 名、農地利用最適化推進委員 10 名が、航空写真を参考に地域ブロック単位に分かれて、農業振興地域内農地を中心にパトロールを実施している。

今後は、農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消のためパトロールの実施回数を増やす等、充実・強化を図られたい。

### 3. 違反転用への適正な対応について

平成 31 年 4 月現在の管内の農地面積(1,792ha)に対する違反転用面積は、0.3ha と割合は 0.017%であり、前年と比較して違反転用面積は、0.49ha 減少している。

今後も税務課・固定資産税係や地元農業委員等と連携を密にし、新たな違反転用の発生防止に努められたい。

また、登記簿が農地で、現況が農地以外のものを抽出し、過去の転用の有無や農業用施設(許可不要施設)等を調査し、現状を把握されたい。

更に、8 月～9 月実施の農地一斉パトロール活動を強化し、市民からの転用の相談等の機会を捉え、その都度指導できるよう、活動を継続されたい。

今後も市報や市ホームページ等にて違反転用防止等の記事を掲載し、違反転用に対する罰則(農地法第 64 条)についても周知させる等市民の意識向上を図られたい。

#### 4. 農業者年金加入推進の取組について

令和2年1月末の農業者年金受給者は31名であり、新規加入者は2名である。今後もJA、農業委員等と連携し、活動計画の策定・加入推進名簿の更新が必要である。

また、加入推進部長と連携をとり、農業委員等を対象とした研修会の実施と対象者への働きかけとして、戸別訪問を実施する等加入について推進を図られたい。

更に、広報活動として市報やJAだよりに掲載するだけでなく、広く農業者が集まる機会や青色申告学習会等を利用して、税制メリットを活用できる中高年齢層の農業者へ働きかけられたい。

#### 5. 証明書発行事務について

農地基本台帳に基づく耕作証明書等発行の際には、個人情報保護の観点から本人来庁の場合は本人確認、代理人が来庁した場合は、委任状及び代理人確認が必要であるが、あらかじめ定められた取扱いがされていないものが見受けられた。適正な事務処理となるよう改善されたい。

#### 6. 起案文書について

今回の監査では、起案文書に決裁日、施行日、施行方法、廃棄日のないものが散見された。今後は、豊前市文書管理規程及び総務課より通知されている「文書起案の注意事項」に則り、適切な事務処理となるよう努められたい。

#### 7. 備品台帳の整備について

今回の監査では、提出された備品台帳に記載されていた2つの備品が廃棄されており現物が見当たらなかった。また、台帳に机、椅子、テーブル、書棚等の記載がなく、不十分な面が散見された。

今後は、備品を購入する際、また廃棄する際は必ず台帳に記載し、定期的に現品と照合する等の点検が必要である。備品の管理が軽視されないことがないよう、より一層効果的な財産の管理に努められたい。